

第 27 回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針

第 27 回全国障害者スポーツ大会において実施するオープン競技は、公益財団法人日本パラスポーツ協会の定める「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」及び「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で、オープン競技に参加する県民が、スポーツへの関心を高め、行動につなげる契機とする。
- (2) 障がいのある人もない人もみんなでスポーツを通じた交流を拡大し、障がいへの理解を深め、多様性を尊重する共生社会づくりを目指す。

2 募集

広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められる競技について、県内の関係団体等へ公募する。

3 運営・経費

オープン競技の実施を希望する団体（以下「実施団体」という。）は、競技会開催にあたり必要な業務について、すべての運営を行う。

また、競技会開催に係る経費については、実施団体の負担とする。

4 実施競技の選択

実施競技は、公募を行い、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定める個人競技及び団体競技以外の競技であること。
- (2) 主管する競技団体等に大会運営能力があること。
- (3) 県内に出場可能な選手・チームが存在すること。
- (4) 県外の選手・チームが出場できるルールが確立している競技であること。
- (5) 既存施設での開催が可能であること。
- (6) 原則として、第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催期間内に実施が可能であること。

5 選定手順（予定）

- (1) 令和 6 年 7 月～ 関係団体等に対し、公募
- (2) 令和 6 年 12 月～ オープン競技（案）について審議・選定
- (3) 令和 7 年 2 月～ 中央主催者（文部科学省・日本パラスポーツ協会）と協議の上、決定